

奨励金・共催金交付基準

奨励事業は教育振興、音楽振興、郷土史研究、郷土芸能、文学系、美術系、生活文化系、その他の文化団体から資金助成の申請があった場合、次の各事項を満たす事業であれば、理事会の決定を経て奨励金を交付する。

尚、事業終了後は速やかに決算報告書を一関文化会議所に提出するものとする。

1. 奨励金をうけることができる団体及び事業の基準

(1) 文化会議所の主旨に合致すると判断し、奨励金を申請した団体で次の事項すべてに適合する団体

- ア. 事業の内容が一関市民にとって有益であること
- イ. 一関市内に住所または活動の本拠地を有すること
- ウ. 一定の規定を有し、かつ代表者が明らかであること
- エ. 会計処理が明確であること
- オ. 一定の活動実績があり、または事業が完遂できる見込みが確実であること

(2) 文化会議所が奨励を必要と認めた団体

(3) 市民及び市民団体が主となって当該事業を行う為に組織された団体

(4) 当該事業の実施に必要な経費のうち奨励金を除く額の自己財源が確実であること

(5) その他次に掲げる事項のいずれかに該当しない団体及び事業

- ア. 市が主催する事業
- イ. 団体構成員がすべて市から委嘱を受けた者の団体
- ウ. 専ら営利を目的とする団体及び事業
- エ. 特定の政治団体、宗教団体、営利団体等の宣伝を目的とする団体及び事業
- オ. 当該事業に、国、県、市から補助金等うけているとき
- カ. 事業の予算収入について、寄付金などが主なものになっているとき

2. 奨励金交付額の基準

ア. 奨励金は必要自己財源の二分の一以下とする

平成 年 月 日

NPO法人一関文化会議所
理事長 安 富 有 恒 様

団体名
代表者
住 所
電 話
印

奨励金・共催金事業交付申請書

平成 年度において、 事業に係る 金の交付
を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請金額
2. 事業名
3. 事業
概要…

日時…
会場…
参加者数…
4. 添付資料
 - ① 事業計画書
 - ② 対象事業の収支計画書

注：奨励金は他の団体から補助金等を受ける場合は非該当となります。

事業計画書

事業の名称	
事業 目的・内容	
実施月日	
会 場	
参加者数	
連 絡 先	

対象事業収支計画書

収入

(申請書添付)

項目	金額(円)	備考
寄付金・協賛金・補助金		
参加者の会費等		
自己財源		
申請額		
合計		

支出

項目	金額(円)	備考
謝金		
旅費		
消耗品		
印刷費		
通信費		
賃借料		
委託料		
合計		

*印刷費、委託料等外注する費用は、見積書を添付すること。

*備考欄に経費の内訳を記入する。別紙でも可。